

提 案 理 由

報告第4号
専決第4号

委任専決処分をしたものについて
訴えの提起について

理 由

養父市ケーブルテレビジョン利用料の支払に関し訴えの提起をしたことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第2項の規定により、議会に報告するものである。